

正 誤

ページ 行 誤 正

令和六年二月二十六日（号外第四十一号）公布
厚生労働省令第二十八号（児童福祉法施行規則及び
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

三九	改正後欄 一三	書面又は個人 番号カード	個人番号カード
〃	改正前欄 三		
〃	改正後欄 一四	提示する方法 とする。	提示する方法と する。ただし、 当該方法による ことができない 状況にあるとき は、書面により 提示する方法と する。
〃	改正前欄 五		
〃	改正後欄 四		
〃	改正前欄 五		